



宮 崎 県 公 報

平成28年10月6日（木曜日） 第 2835 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

告 示

○宮崎県物資流通統計調査要綱の一部を改正する 告示……………	(統計調査課) 1
○指定居宅サービス事業者の指定……………	(長寿介護課) 3
○指定居宅介護支援事業者の指定……………	(“) 3
○指定介護予防サービス事業者の指定……………	(“) 3
○指定居宅サービス事業の廃止……………	(“) 4
○指定居宅介護支援事業の廃止……………	(“) 4
○指定介護予防サービス事業の廃止……………	(“) 4

頁

○指定障害福祉サービス事業者の指定……………	(障がい福祉課) 4
○指定自立支援医療機関（更生医療）の指定……………	(“) 5
○指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療 ）の指定……………	(“) 5
○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定……………	(“) 5
○民有林の保安林の指定予定……………	(自然環境課) 5
○保安林の指定解除の予定の通知……………	(“) 5
○土砂災害警戒区域の指定……………	(砂防課) 5
○土砂災害特別警戒区域の指定……………	(“) 6

公 告

○鳥獣捕獲等事業の変更の認定……………	(自然環境課) 7
○入札公告（3件）……………	7

告 示

宮崎県物資流通統計調査要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

平成28年10月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 632号

宮崎県物資流通統計調査要綱の一部を改正する告示

宮崎県物資流通統計調査要綱（昭和53年宮崎県告示第1189号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この告示は、県指定統計条例（昭和31年宮崎県条例第26号。以下「条例」という。）第3条の規定により、宮崎県物資流通統計調査（宮崎県指定統計第9号。以下「調査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 (調査の範囲) 第3条 調査は、 <u>日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）</u> に掲げる大分類E－製造業（以下「製造業」という。）及び大分類I－卸売業，小売業（以下「卸売業・小売業」という。）に属する事業所のうち、知事が指定するものについて行う。 (調査の期日) 第6条 調査は、 <u>平成23年12月31日</u> 現在で行う。	(趣旨) 第1条 この告示は、県指定統計条例（昭和31年宮崎県条例第26号）第3条の規定により、宮崎県物資流通統計調査（宮崎県指定統計第9号。以下「調査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 (調査の範囲) 第3条 調査は、 <u>日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）</u> に掲げる大分類E－製造業（以下「製造業」という。）及び大分類I－卸売業，小売業（以下「卸売業・小売業」という。）に属する事業所のうち、知事が指定するものについて行う。 (調査の期日) 第6条 調査は、 <u>平成27年12月31日</u> 現在で行う。

別記様式第1号を次のように改める。

別記
様式第1号(第5条関係)

この調査は、県指定統計条例に基づく指定統計調査です。

提出期限 年月日
提出先 宮崎県 統計課



年 宮崎県物資流通統計調査票

(年宮崎県産業連関表作成特別調査) (対象期間: 年1~12月) (枚中 枚)

都道府県 整理番号 休廃

この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。この調査票は、統計以外の目的に使用することは絶対にありません。
年宮崎県物資流通統計調査は、宮崎県が作成する「年宮崎県産業連関表」の基礎資料として、県外との商品流通状況を把握することを目的としています。
※ 本調査票は、宮崎県のホームページ(http://www.pref.miyazaki.lg.jp/)よりダウンロードが可能です(様式:エクセルファイル)。

事業所所在地 御中
事業所名
問合せ先 所属名 TEL フリガナ 氏名

★ この調査は、個々の事業所を対象としておりますので、貴事業所で生産された製品のみが調査の対象となります。
★ 対象期間は、____年1~12月の1年分です。この期間で記入が困難な場合は、____年を最も多く含む1年間で記入してください。
★ 調査事項の中で、記入困難な項目がある場合は、本社等に問い合わせるなどして記入してください。

Table with columns: 品目名, 品目1, 品目2, 品目3, 品目4, 品目5. Rows include consumption tax treatment, self-production, and regional breakdowns.

① ② ③ ④ ⑤ ⑥

①「品目名」、「品目コード」に記載された品目以外に、貴事業所で生産している指定品目(記入手引 ~ 頁参照)があれば、その品目についても、記入してください。

②「消費税の扱い」については、貴事業所の消費税の扱いにより、該当する番号を○で囲んでください。原則、消費税抜きで記入してください。

③「自工場生産額」は、____年(1年間)に貴事業所内で生産したもののみ記入してください。輸入品や他工場からの受入品は含めません。

④「うち自工場消費額」は、貴事業所で生産した製品を、貴事業所で生産している別製品の原材料として消費した分を記入してください。

⑤「うち輸出出荷額」は、貴事業所から出荷したもののうち、直接又は商社等を通じて輸出向けに販売したものを記入してください。

⑥「うち国内出荷額」は、貴事業所から出荷したもののうち、国内向けに出荷したものを記入してください。同一企業内の他工場へ原材料として出荷したものも含まれます。その場合は市価で換算して記入してください。

⑦「消費地別構成比」は、⑥「うち国内出荷額」で出荷された製品について、最終消費地(記入手引 頁参照)別の構成比を都道府県別に記入してください(各品目の合計が100.0%となるよう、小数点第1位まで記入してください)。

⑧「業種別構成比」は、⑥「うち国内出荷額」がどの業種に販売されたかについて、出荷額の大きい順に、「業種コード一覧表」(記入手引 ~ 頁参照)から業種コード(3桁)を3つ選び、そのコードと、その業種のおよその構成比を整数で記入してください(構成比の合計は、100%に少なくとも問題ありません)。

備考
休業中、操業開始後未出荷等、注意すべき事項がありましたら、その旨記入してください。
また、生産者販売価格で記入できない場合や委託先に確認できない場合は、記入に際して実際に採用した方法(例:加工費、内国消費税抜き等)を本欄に記入してください。

☆ご協力ありがとうございました☆
宮 崎 県

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 633号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成28年10月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4562090136	医療法人如月会 訪問看護ステーションひなた	宮崎県児湯郡高鍋町高鍋町 694-1 メゾンサティール1階1号室	医療法人如月会	宮崎県宮崎市宮田町7番37号	平成28年8月1日	訪問看護
4572001651	ケアサポート 向日葵	宮崎県児湯郡木城町高城3888番地1	有限会社さくら	宮崎県児湯郡木城町高城3888番地1	平成28年8月1日	訪問介護
4572101212	ヘルパーステーション フリーダム	宮崎県東臼杵郡門川町門川尾末9079番地	株式会社 Clea r l i f e	宮崎県日向市本町1番15号	平成28年8月15日	訪問介護

宮崎県告示第 634号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成28年10月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570800716	ケアプランセンターひむか	宮崎県西都市右松2503番地1	株式会社プラス・ワン	宮崎県宮崎市佐土原町東上那珂6410番地2	平成28年8月1日	居宅介護支援
4571901026	社会福祉法人慶明会 綾慶明会在宅介護支援センター	宮崎県東諸県郡綾町北俣字平田26番地7	社会福祉法人慶明会	宮崎県東諸県郡国富町岩知野字明久357番地	平成28年8月1日	居宅介護支援

宮崎県告示第 635号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成28年10月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4562090136	医療法人如月会 訪問看護ステーションひなた	宮崎県児湯郡高鍋町高鍋町 694-1 メゾンサティール1階1号室	医療法人如月会	宮崎県宮崎市宮田町7番37号	平成28年8月1日	介護予防訪問看護
4570400459	訪問介護ステーション オアシス	宮崎県日南市戸高4丁目6-3石井ビル1F	有限会社オアシス	宮崎県日南市戸高四丁目1番地3	平成28年8月1日	介護予防訪問介護

4572001651	ケアサポート 向日葵	宮崎県児湯郡木城町高城3888番地1	有限会社さくら	宮崎県児湯郡木城町高城3888番地1	平成28年8月1日	介護予防訪問介護
4572101212	ヘルパーステーション フリーダム	宮崎県東臼杵郡門川町門川尾末9079番地	株式会社 Clea r l i f e	宮崎県日向市本町1番15号	平成28年8月15日	介護予防訪問介護

宮崎県告示第 636号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成28年10月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4560390116	医療法人久康会 訪問看護ステーションななくさ	宮崎県延岡市塩浜町四丁目1640番地23 リサーチパーク向洋台	医療法人久康会	宮崎県延岡市土々呂町4丁目4390番地16	平成28年8月1日	訪問看護

宮崎県告示第 637号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成28年10月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570201840	居宅介護支援事業所 シュン	宮崎県都城市早鈴町12街区2号	合同会社Life Create	宮崎県都城市上町4街区18号-ひろマンション2-A	平成28年8月25日	居宅介護支援

宮崎県告示第 638号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成28年10月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4560390116	医療法人久康会 訪問看護ステーションななくさ	宮崎県延岡市塩浜町四丁目1640番地23 リサーチパーク向洋台	医療法人久康会	宮崎県延岡市土々呂町4丁目4390番地16	平成28年8月1日	介護予防訪問看護

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 639号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成28年10月6日

事業所 番号	指定障害福祉 サービス事業所		指定障害福祉 サービス事業者		指定 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		
4510200605	なないろ	都城市大王町6-8	特定非営利活動法人希親会	都城市蓑原町8241-3	平成28年9月1日	就労移行支援

宮崎県告示第 640号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成28年10月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
医療法人芳清会大崎整形外科	延岡市	整形外科	平成28年10月1日

宮崎県告示第 641号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成28年10月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
イオン薬局日向店	日向市	薬局	平成28年10月1日

宮崎県告示第 642号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成28年10月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
まつうら心の診療所	宮崎市	精神通院医療	平成28年10月5日
宮崎若久病院訪問看護ステーションラ・ポール	宮崎市	訪問看護	平成28年10月1日
訪問看護ステーションデューン都城	都城市	訪問看護	平成28年10月1日
在宅リハビリ訪問看護ステーションTOMO都城	都城市	訪問看護	平成28年10月1日

宮崎県告示第 643号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成28年10月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字吉野方字平鈴5577
- 2 指定の目的 水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 644号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成28年10月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 宮崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由 道路用地とするため
 - （「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 645号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年10月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三股町	梶山谷	04-341-2-017	土石流
	中野谷1	04-341-2-018	土石流

中野谷 1 - 新①	04- 341- 2 - 018 - 新①	土 石 流
細目谷 2	04- 341- 2 - 020	土 石 流
細目谷 2 - 新①	04- 341- 2 - 020 - 新①	土 石 流
細目谷 3	04- 341- 2 - 021	土 石 流
細目谷 5	04- 341- 2 - 023	土 石 流
細目谷 5 - 新①	04- 341- 2 - 023 - 新①	土 石 流
細目谷 5 - 新②	04- 341- 2 - 023 - 新②	土 石 流
細目谷 5 - 新③	04- 341- 2 - 023 - 新③	土 石 流
勝岡 4 - 新①	I - 1 - 0593 - 新①	急傾斜地の崩壊
中 野	I - 1 - 0601	急傾斜地の崩壊
勝 岡 8	I - 1 - 3227	急傾斜地の崩壊
田上 - 1	I - 1 - 3229	急傾斜地の崩壊
田上 - 1 - 新①	I - 1 - 3229 - 新①	急傾斜地の崩壊
勝 岡 1 0	I - 1 - 3231	急傾斜地の崩壊
三 原	II - 1 - 5005	急傾斜地の崩壊
勝 岡 1 1	II - 1 - 5006	急傾斜地の崩壊
勝 岡 1 2	II - 1 - 5007	急傾斜地の崩壊
勝岡12-新①	II - 1 - 5007 - 新①	急傾斜地の崩壊
勝 岡 1 4	II - 1 - 5009	急傾斜地の崩壊
勝 岡 1 5	II - 1 - 5010	急傾斜地の崩壊
勝 岡 1 6	II - 1 - 5013	急傾斜地の崩壊
勝岡16-新①	II - 1 - 5013 - 新①	急傾斜地の崩壊
細目 - 2	II - 1 - 5047	急傾斜地の崩壊

細目 - 2 - 新①	II - 1 - 5047 - 新①	急傾斜地の崩壊
細目 - 2 - 新②	II - 1 - 5047 - 新②	急傾斜地の崩壊
勝 岡 1 8	III - 1 - 9462	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び都城土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 646号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年10月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三 股 町	梶 山 谷	04- 341- 2 - 017	土 石 流
	中野谷 1	04- 341- 2 - 018	土 石 流
	細目谷 2	04- 341- 2 - 020	土 石 流
	細目谷 2 - 新①	04- 341- 2 - 020 - 新①	土 石 流
	細目谷 5	04- 341- 2 - 023	土 石 流
	細目谷 5 - 新①	04- 341- 2 - 023 - 新①	土 石 流
	細目谷 5 - 新②	04- 341- 2 - 023 - 新②	土 石 流
	細目谷 5 - 新③	04- 341- 2 - 023 - 新③	土 石 流
	勝岡 4 - 新①	I - 1 - 0593 - 新①	急傾斜地の崩壊
	中 野	I - 1 - 0601	急傾斜地の崩壊
	勝 岡 8	I - 1 - 3227	急傾斜地の崩壊
	田上 - 1	I - 1 - 3229	急傾斜地の崩壊

田上-1-新①	I-1-3229-新①	急傾斜地の崩壊	<p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 借入物品及び数量 普通科・農業等教育用コンピュータ一式</p> <p>(2) 借入物品の特質等 仕様書による。</p> <p>(3) 納入期限 平成28年12月31日</p> <p>(4) 契約期間 平成29年1月1日から平成33年12月31日まで(60月)</p> <p>(5) 納入場所 仕様書による。</p> <p>(6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 契約に係る特約事項</p> <p>(1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。</p> <p>ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合</p> <p>イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合</p> <p>(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。</p> <p>ア 平成28年宮崎県告示第137号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理(システム開発を含む。)、データエントリー及びその他のものであること。</p> <p>イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。</p> <p>ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。</p> <p>エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。</p> <p>オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。</p> <p>(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成28年10月31日までに提出しなければならない。</p> <p>なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。</p> <p>4 契約条項を示す場所及び期間</p>
勝岡10	I-1-3231	急傾斜地の崩壊	
三原	II-1-5005	急傾斜地の崩壊	
勝岡11	II-1-5006	急傾斜地の崩壊	
勝岡12	II-1-5007	急傾斜地の崩壊	
勝岡12-新①	II-1-5007-新①	急傾斜地の崩壊	
勝岡14	II-1-5009	急傾斜地の崩壊	
勝岡15	II-1-5010	急傾斜地の崩壊	
勝岡16	II-1-5013	急傾斜地の崩壊	
勝岡16-新①	II-1-5013-新①	急傾斜地の崩壊	
細目-2	II-1-5047	急傾斜地の崩壊	
細目-2-新①	II-1-5047-新①	急傾斜地の崩壊	
細目-2-新②	II-1-5047-新②	急傾斜地の崩壊	
勝岡18	III-1-9462	急傾斜地の崩壊	

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び都城土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の7第1項の規定により、次のとおり鳥獣捕獲等事業の変更の認定をした。

平成28年10月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 事業者の名称
株式会社マツダコーポレーション
- 事業者の住所
延岡市松原町4丁目8931番地2
- 事業者の代表者の氏名
松田 秀人

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成28年10月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号 郵便番号 880-8502 電話番号 0985 (26) 7235
- (2) 期間 平成 28 年 10 月 6 日から平成 28 年 11 月 15 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）
- 5 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間
- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
- (2) 期間 平成 28 年 10 月 6 日から平成 28 年 10 月 31 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）
- 6 入札説明会
入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については平成 28 年 10 月 31 日午後 5 時まで受け付ける。なお、入札に関する質問にあっては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メール又はホームページで通知する。
- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
- (2) 提出期限 平成 28 年 11 月 15 日午後 5 時
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵便にあっては書留郵便に限る。）により提出すること。
- 8 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁 4 号館 2 階 教育共用会議室
- (2) 日時 平成 28 年 11 月 16 日午後 2 時
- 9 入札保証金
入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 100 条の規定による。
- 10 入札の無効に関する事項
宮崎県財務規則第 125 条に規定する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法
予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 12 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号 郵便番号 880-8502 電話番号 0985 (26) 7235
- 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 14 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
- (1) Nature and Quantity of Goods up for Bid: Educational computer system : 1 unit
- (2) Bidding Deadline: 5:00.p.m.15 November 2016
- (3) Contact point for the notice: Management Section, Finance and Welfare Division, Miyazaki Prefectural Board of Education, 1-9-10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan. TEL: 0985-26-7235

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成 28 年 10 月 6 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 借入物品及び数量 工業・商業等教育用コンピュータ 一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成 28 年 12 月 31 日
- (4) 契約期間 平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日まで（60 月）
- (5) 納入場所 仕様書による。
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料 1 月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年宮崎県条例第 81 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
- ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
- イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
- ア 平成 28 年宮崎県告示第 137 号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が貸貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発を含む。）、データエントリー及びその他のものであること。
- イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成 28 年 10 月 31 日までに提出しなければならない。
- なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東 1 丁

目 9 番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985 (26) 7235

(2) 期間 平成28年10月6日から平成28年11月15日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当

(2) 期間 平成28年10月6日から平成28年10月31日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については平成28年10月31日午後5時まで受け付ける。なお、入札に関する質問にあっては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メール又はホームページで通知する。

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当

(2) 提出期限 平成28年11月15日午後5時

(3) 提出方法 持参又は郵送(郵便にあっては書留郵便に限る。)により提出すること。

8 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁 4号館 2階 教育共用会議室

(2) 日時 平成28年11月16日午後2時30分

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985 (26) 7235

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and Quantity of Goods up for Bid: Educational computer system : 1 unit

(2) Bidding Deadline: 5:00.p.m.15 November 2016

(3) Contact point for the notice: Management Section, Finance and Welfare Division, Miyazaki Prefectural Board of Education, 1- 9-10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan. TEL: 0985-26-7235

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成28年10月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量 CAD・工業等教育用コンピュータ一式

(2) 借入物品の特質等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成28年12月31日

(4) 契約期間 平成29年1月1日から平成33年12月31日まで(60月)

(5) 納入場所 仕様書による。

(6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成28年宮崎県告示第137号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理(システム開発を含む。)、データエントリー及びその他のものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成28年10月31日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東1丁

- 目 9 番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985 (26) 7235
- (2) 期間 平成28年10月 6 日から平成28年11月15日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）
- 5 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間
- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
- (2) 期間 平成28年10月 6 日から平成28年10月31日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）
- 6 入札説明会
- 入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については平成28年10月31日午後 5 時まで受け付ける。なお、入札に関する質問にあつては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したのものに関しては、メール又はホームページで通知する。
- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
- (2) 提出期限 平成28年11月15日午後 5 時
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵便にあつては書留郵便に限る。）により提出すること。
- 8 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁 4 号館 2 階 教育共用会議室
- (2) 日時 平成28年11月16日午後 3 時
- 9 入札保証金
- 入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）第 100条の規定による。
- 10 入札の無効に関する事項
- 宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法
- 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 12 契約に関する事務を担当する部局等
- 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985 (26) 7235
- 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 14 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
- (1) Nature and Quantity of Goods up for Bid: Educational computer system : 1 unit
- (2) Bidding Deadline: 5:00.p.m.15 November 2016
- (3) Contact point for the notice: Management Section, Finance and Welfare Division, Miyazaki Prefectural Board of Education, 1 - 9 -10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan. TEL: 0985-26-7235